

平成 29 年 4 月 25 日

各 位

会社名：株 式 会 社 フ ェ リ シ モ
代表者：代表取締役社長 矢 崎 和 彦
(コード番号 3396 東証第一部)
問い合わせ先：経営企画室長 宮 本 孝 一
(TEL 078-325-5555)

業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）及び執行役員を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入するため、本制度に関する議案を平成 29 年 5 月 30 日開催予定の第 52 期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、上記いたしました取締役会決議は、当社の監査等委員会において、当社の中長期的な業績向上及び企業価値の増大等の観点から、当議案は適切であるとの審議結果を得たうえで行っており、本制度は、本株主総会の承認を経て正式に導入する予定であります。

記

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員（以下「対象取締役等」という）の報酬は、基本報酬（金銭報酬）のみの構成でしたが、新たに本制度の導入を本株主総会へ付議するものであります。

具体的には、新たな株式報酬として、対象取締役等に対して、3 事業年度である対象期間（当初は平成 30 年 2 月 28 日で終了する事業年度から平成 32 年 2 月 29 日で終了する事業年度まで）（以下「対象期間」という）の最終事業年度における当社個別（単体）営業利益目標の達成率等に応じて、対象期間において 500 百万円を上限として当社普通株式を交付するものであります。なお、上記の当初の対象期間終了後も、本株主総会で承認を受けた範囲内で、次の 3 事業年度の期間を対象期間として、本制度の継続を当社取締役会において承認する場合があります。

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、対象取締役等の報酬と会社業績との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上、企業価値の増大へ対象取締役等の貢献意欲の増大と株主の皆さまとの利益共有を図り、もって株主重視の経営意識をより一層高めていくためには、本制度の導入は妥当であると考えております。

2. 本制度における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、対象取締役等に対して、対象期間の最終事業年度における当社個別（単体）営業利益目標の達成率等に応じて当社普通株式を交付する業績連動型の株式報酬制度です。対象取締役等への当社普通株式の交付は、対象期間終了後に行います。

なお、本制度は会社業績指標の達成率等に応じて当社普通株式を交付することから、本制度の導入時点では、株式を交付するか否か並びに株式を交付することになる対象取締役等及び交付する株式数は確定しておりません。

(2) 報酬金額の上限等

当社は、下記(3)及び(4)の定めに従って、対象期間の最終事業年度における当社個別(単体)営業利益目標の達成率等に応じて決定される交付株式数を基礎として、対象取締役等に対して現物出資に供するための金銭報酬債権を付与いたします。対象取締役等は、当社による株式の発行または自己株式の処分に際して当該金銭報酬債権を現物出資することにより、下記(3)及び(4)の定めに従って決定される数の当社普通株式を取得します。現物出資に供するための金銭報酬債権の金額は、当社普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利とならない範囲内で取締役会において決定いたします。また、平成28年5月26日開催の第51期定時株主総会においてご承認いただきました取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額(年額300百万円以内)とは別枠で、当社が本制度に基づき対象取締役等に交付する現物出資に供するための金銭報酬債権の金額の合計額は、対象期間において500百万円を上限といたします。

なお、上記報酬額には、従来どおり使用人分給与は含まないものといたします。

(3) 対象取締役等が取得する当社株式の数の算定方法及び上限

対象取締役等毎に交付する株式数は、対象取締役等の役割・職務、対象期間中の貢献度、当社個別(単体)営業利益目標の達成率等に基づいて、別途、取締役会が定める算定方法により算出いたします。

当社が対象取締役等に交付する当社普通株式の総数は、対象期間において30万株を上限とします。ただし、当社の発行済株式の総数が、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て等によって増減した場合は、当該上限及び対象取締役等に対する交付株式数は、その比率に応じて合理的に調整されます。

また、上記に定める数の当社普通株式の交付を行うことにより、上記(2)に定める金銭報酬債権の金額の上限または上記の交付株式総数の上限を超えるおそれがある場合には、当該上限を超えない範囲で、各対象取締役等に対して交付する株式数を按分比率等の合理的な方法により減少させます。

(4) 対象取締役等に対する当社普通株式の交付要件

本制度においては、対象期間が終了し、以下(①～③)の当社普通株式の交付要件を満たした場合に、対象取締役等に対して当社普通株式を交付します。当社が当社普通株式を交付する際は、当社による株式発行または自己株式の処分により行われ、当社普通株式を交付する対象取締役等及び交付する株式数は、対象期間経過後の取締役会で決定します。

- ① 対象期間中に当社対象取締役等として在任したこと
- ② 一定の非違行為がなかったこと
- ③ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要であると取締役会が定める要件

なお、対象取締役等が対象期間中に退任する場合には、対象期間における退任時までの在任期間に応じて合理的に按分した数の当社普通株式を交付します。また、対象期間中に新たに就任した対象取締役等についても、在任期間に応じて合理的に按分した数の当社普通株式を交付します。

以上